

「公共サービス改革基本方針」の見直しに係る 情報公表要請の受付について

平成29年8月4日
総務省公共サービス改革推進室

総務省公共サービス改革推進室では、平成29年8月7日（月）から8月21日（月）までの間、官民競争入札等^{注1}（市場化テスト）の対象とすることにより、民間の創意工夫の発揮効果が高いものと見込まれ、かつ、国民のため、より良質かつ低廉な業務の実現が可能と考えられる具体的な公共サービスに関する情報公表要請について、民間事業者の方々より募集いたします。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」^{注2}（公共サービス改革法）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立ち、国の行政機関等^{注3}又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、官民競争入札等に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現することを目的としております。

公共サービス改革法は、政府が同法に基づく「公共サービス改革基本方針」^{注4}の策定又は変更に当たり行うこととされている民間事業者からの意見聴取を適切に実施するため、国の行政機関等が実施している公共サービスの業務内容等に関する情報の提出を求め、公表を行うことを定めています^{注5}。

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集については、本年9月上旬から行うことを予定しており、これに先立ち、8月7日（月）から8月21日（月）までの間、国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表要請を受け付けます。

つきましては、下記を御参照の上、奮って御要請下さいますようよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた御要請については、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った後、当室ホームページ^{注6}にて情報を掲載・公表します。

注1) 官民競争入札と民間競争入札の総称。いわゆる「市場化テスト」のことを指す。

注2) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18H0051.html>

注3) 「国の行政機関等」とは、国の行政機関のみならず、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人（株式会社であるものであって、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）を指す。人事院、会計検査院、立法、司法は対象外である。

注4) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/kihon.html

注5) 公共サービス改革法第7条第4項及び第9項

注6) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/index.html

1. 募集する情報公表要請の内容

国の行政機関等の公共サービスのうち、

①官民競争入札等（市場化テスト）の対象とすべきと考えられる国の行政機関等の公共サービス

②上記①に関し、政府が講ずべき措置

③その他、公共サービス改革基本方針に関する事項

に関する情報の公表要請を募集いたします。

なお、地方公共団体の実施する公共サービスは対象ではありませんので、御留意ください。

（記入例）

情報の公表要請を行う事業：現在〇〇が実施している△△事業

要請理由：現行の△△事業について官民競争入札等（市場化テスト）を実施することとなれば、□□といった点で業務の質の改善が図られるのではないかと考えていることから、△△事業の現状について情報の公表を求める。

2. 募集期間

平成29年8月7日（月）から8月21日（月）正午まで

3. 提出方法

①インターネット（下記URLからお入りください。）

（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=145208992&Mode=0>）※e-Govのページリンク

②郵送又は持参

要請書様式（PDF）に御記入していただいた後、下記宛先に要請書を提出してください。

郵送の場合は、封筒の表面に「情報公表要請書在中」と朱書きしてください。

<あて先>

総務省公共サービス改革推進室内 要請募集担当

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

4. 今後の予定

重要な提案については、公共サービス改革推進室から、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った上で、国の行政機関等の公共サービスに関する以下の項目について、当室のホームページにて掲載・公表できるように関係行政機関等と調整します。

<公表する情報>

① 事業の内容

事業概要、業務量等

② 実施体制

人員、事業所数等

③ 実施方法

具体的実施方法、業務の性質上重視される事項

④ その他、参考となる情報

5. その他

- ① 要請内容の詳細等を確認するために、情報公表要請書に記載された連絡先に公共サービス改革推進室から問い合わせをさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ② 郵便事故や通信事故により未着となった要請については、本募集においては受け付けかねますので、御了承ください。なお、当室より到着した旨の御連絡はしておりませんので、送付後に念のため確認の電話をいただければ幸いです。
- ② 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見の募集については、平成29年9月上旬頃に募集することを予定しています。
- ④ お寄せ頂いた氏名、メールアドレス等の個人情報については、御意見の内容確認等、「公共サービス改革基本方針」の見直しに係る情報公表要請の受付に関する連絡目的に限って利用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行います。

(問い合わせ先)

総務省公共サービス改革推進室内 意見募集担当

TEL:03-5501-1653